

消防広第165号
令和8年3月26日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁広域応援室長
(公 印 省 略)

大規模災害時等における市街地空中消火計画等の策定推進について（通知）

平素より消防防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、この検討会において、消防本部の体制強化や地震火災対策の推進などの消防防災対策のあり方について、報告書（令和6年7月）がとりまとめられました。

報告書においては、消防本部はあらかじめ都道府県の防災航空隊等と連携し、空中消火を実施する条件、要請手順、空中消火の散水要領等について定めた空中消火計画（以下「計画」という。）を策定すること、また、消防庁は消防本部の事例を踏まえつつ、計画に盛り込むべき事項等を示すことが必要であると提言されています。

また、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災において、市街地への空中消火が一部実施されたところです。

このたび、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書」並びに「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」の消防本部事例に基づき、計画を策定する際の主要事項を下記のとおり整理しましたので、地域の実情に応じて計画等の策定をしていただきますようお願いいたします。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、各消防本部及び消防防災航空隊において、計画及び散水要領等の統一性が図られるよう、適切な調整をお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知するとともに、適切に助言していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防本部が策定すべき計画の主要事項

各消防本部は、空中消火計画の策定にあたり、以下(1)~(4)の項目を記載することが望ましい。

(1) 空中消火に適する市街地火災

以下のいずれかに該当する市街地において発生した火災

ア 不燃化率が30%以下の市街地

イ 1棟当たり平均宅地面積約100㎡以下の狭小建築物が密集する市街地

ウ 広幅員道路、鉄道線路、公園等の大規模空地や学校・マンション、列状の耐火建築物群都市構造による延焼遮断が期待できない市街地

(2) 市街地空中消火実施条件

市街地火災における空中消火は、次の場合において、警防本部長が空中からの消火が効果的であり、かつ、安全が確保できると判断したときに実施する。なお、実施にあたっては、被災市町村の担当部局と連絡調整をしておく。

ア 市街地において大規模災害により消防水利の確保が困難である場合や、津波警報等の発表に伴う津波警戒時など地上消防部隊による安全な消火活動が実施できない場合や、地上消防部隊による消火活動には著しい危険があると判断される場合など、消火活動が困難となり、地上の消防力が明らかに不足していると判断されるとき。

イ 建物の倒壊、道路の寸断等により活動範囲が制限され、地上からの接近が極めて困難で、消火活動に着手することが遅延すると判断されるとき。

ウ 広範囲に延焼拡大し、火面長が長く風上側の消防力が劣勢で、空中消火が有効と判断されるとき。※

エ その他、警防本部長が実施を必要と認める場合

※ 地上消防部隊が延焼方向の「風下側」に集中し、「風上側」の消防力が劣勢になる（困難になる）ことが想定されるため、その場合には「風上側」は空中消火での消火を考慮する。

(3) 消防防災ヘリコプター要請手順

消防防災ヘリコプターの要請については、前項に記載している市街地空中消火が必要となる理由・状況を伝えるとともに、「林野火災の予防及び消火活動について」（平成15年10月29日消防災第206号）2(4)イ.「空中消火」に記載の要請手順を参考に、時機を失することなく消防防災ヘリコプターによる応援要請を求める。

(4) 市街地空中消火における安全管理

- ア 現場最高指揮者は、空中消火を行う場合は、各隊員を厳格な統制下に置き、各隊員の単独行動を禁止する。
- イ 現場最高指揮者は、散水による地上消防部隊（消防団を含む）、要救助者、周辺住民等の受傷、ダウンウォッシュによる物品等の飛散、延焼拡大、住民への避難の広報等、二次災害の発生防止に特に配慮する。
- ウ 地上部隊の各隊の指揮者は、空中消火により自隊の安全の確保ができないと判断し、現場最高指揮者に報告するいとまがない場合には、躊躇することなく活動を中断し退避する。

2 都道府県内の消防防災航空隊が規定すべき散水要領等

各消防防災航空隊は、市街地空中消火の散水要領の策定にあたり、以下(1)～(6)の項目を記載することが望ましい。

なお、(6)については、活動機種等を考慮し、散水時の対地速度や飛行速度等を定める。※

- (1) 空中消火を実施する場合は、散水箇所周辺への広報活動を行うとともに、周囲で活動している地上部隊、住民等への活動危険、活動障害等を考慮し実施する。
- (2) 火災の初期又は終期で、火勢が比較的弱い木材が露出した倒壊建物等の火災は、直接消火を主眼とする。
- (3) 火勢が強く、直接消火では消火が困難な場合は、予備散水による周囲への延焼阻止を主眼とする。
- (4) 散水方法は、同一散水線上に繰り返し散水する方法、散水線に連続して順次散水する方法及び小規模な火災（飛火等）で、限定された区域を完全に消火する方法を状況に応じて使い分け、効率的に実施する。
- (5) 散水は、努めて連続的に行うものとし、消火水が途切れないように留意する。
- (6) 散水時の飛行諸元は各隊で定める。※

3 空中消火計画の策定にあたり参考となる報告書等

- (1) 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-149/03/houkokusyo.pdf
- (2) 「林野火災の予防及び消火活動について」
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/rinnyakasaiyoboutounituite.pdf>
- (3) 「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書」
https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/h23/items/210326-2_3.pdf

<p>[担当] 消防庁広域応援室 航空係 武田、濱口、村上 【電話】 03-5253-7569(直通) 【E-mail】 fdma-koukuu@ml.soumu.go.jp</p>
